平成３０年（フ）第２８号
千葉県船橋市咲が丘１―15―20、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区八丁堀３丁目24番１号
破産者　株式会社ニバル
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４７８号
東京都世田谷区大原１丁目62―６―305
破産者　中山　千恵
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０１号
東京都足立区扇２丁目13―１―504
破産者　土合みね子
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２号
最後の住所　秋田県雄勝郡羽後町杉宮字元稲田189番地２
破産者　亡佐々木正治相続財産
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５３０号
川崎市川崎区鋼管通３丁目16番13号
破産者　新鋼工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
松江市比津が丘４丁目１番１―704号　県営住宅比津が丘住宅、前住所松江市黒田町72番地４　レインボーハイム203号
破産者　土江　裕樹
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
熊本県阿蘇市黒川133番地の１
破産者　有限会社鎌田さく泉工業
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８００号
東京都西東京市中町１丁目７番19号　メイゾンシズカ101号、開始決定時の住所仙台市青葉区落合４丁目１番38―706号
破産者　吉本　博雄
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原１番地103、開始決定時の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字鬼石原１番地344
破産者　松井貴美子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９３号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目８番11号デュエット鳩ヶ谷103号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字東本郷197番地の４
破産者　齋藤　清隆
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
長野県飯田市上郷黒田1167番地４
破産者　澤柳　和夫
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２７３１号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台６丁目10番地の６
破産者　杉野住建こと　杉野　和則
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５７号
広島市安佐南区長楽寺１丁目28番13―101号Ｂ棟
破産者　山口　孝志
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢村63番地２
破産者　鷲谷　悦子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１号
愛知県岡崎市若松町字南之切42番地１　クリエイト若松101
破産者　水野　資生
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
神戸市西区伊川谷町別府140番地の１　Ｄ号、前住所神戸市西区玉津町出合183番地の６　ラミネドミールⅡ―３号
破産者　上森　昌彦
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１７号
茨城県取手市桑原1104番地
破産者　菊地　克行
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年９月14日午前10時30分
平成30年６月１日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係